



# 建設労働者本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部  
〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)  
群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007  
FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

## 春の組織拡大月間

# 仲間を増やし単価改善を勝ち取ろう 設計労務単価4年で約4割上昇

公共工事の積算で労賃の目安となる公共工事設計労務単価は、この4年間で約4割も上昇しています。しかし実際の現場労働者の賃金は、4年前とほとんど変わっていません。学童保育に關しても、国が処遇改善事業を予算化しても、地方自治体がその分を学童保育所の補助金の増額に使っていない実態があります。3月〜4月は建交労・春の組織拡大月間です。仲間を増やし単価改善、処遇の改善を実現しましょう。拡大月間中に、建築とダンプは税金相談の要求でそれぞれ4名づつ計8名拡大し、学童保育支部も2名拡大しています。

建築支部とダンプ支部は、2月、3月に県本部事務所等で税金相談会を行い、建築支部から76名、ダンプ支部から68名がこの相談会に参加しました。2つの

支部は、税金相談会を通じて組織拡大をすすめるよう、事前に全組合員に仲間の紹介を呼びかける文書を送付していました。その甲斐あって組合員が

仲間を会場に連れてきたり紹介するなどして組織拡大につながりました。引き続き一人親方労災保険や建設国保等で仲間を声をかけ組織拡大を進めています。

## 学童保育支部・桐生分会が発足

桐生市内の組合員が増え、



この度桐生分会が発足されました。毎月最終の月曜日を会議の日とし、現在19名で活動中です。

桐生市は28年度から改正された放課後児童クラブ設置運営マニュアルの変化にともない、膨大な量の書類管理、会計事務と様々な管理業務に追われて、本来の仕事である保育に専念できていない状況になりました。それなのに、決して、その仕事量と子どもを命を預かるという責任に見合っていない号給表など、マニュアルの改正に戸惑いや不安、不満が増えていました。

そういった状況の中、きつと同じ不安な気持ちを抱く指導員さんたちがいるのではと、現状についての不安や不満について話をし、同じ気持ちを抱えている指導員が多いことがわかり、組織拡大につながりました。そして不安や不満を出し合う場所を作りたいと、桐生分会を立ち上げました。まだ、始まったばかりですが、同じ悩みや今後の課題を共有しあえる場所は今後の活動の大きな力になります。これからもたくさんの方の指導員の方々に声をかけ、もっと大きな力にしていきたいと思っています。  
(一ノ瀬香緒理)

## 関東測量支部の春闘

2017年春闘の第1回団交が3月16日に行われ、会社側から第1次回答を次の通り引き出しました。

◆未払い分時間外手当

2008年3月、4月分を今年4月に支払う。同年5月、6月分を同5月に支払う。

◆賃上・諸手当

基本給1%（定昇込み1.88%）引き上げ。一人平均5017円アップ。資格手当を1点1400円から2000円にする。

## 一人親方排除の危険

本村議員「現場入場認めて」

日本共産党の本村伸子議員は3月31日の衆院国土交通委員会、社会保険の加入に関する「下請指導ガイドライン」の誤った理解から建設業の「一人親方」が現場から排除されかねない問題を指摘し、実態把握や間違った対応をしている場合の是正を求めました。

同ガイドラインは、社会保険加入を促進するなど建設業従事者の処遇向上を目的に策定され、4月1日から「適切な保険」に加入していない作業員の現場入場を認めないとする措置になっている。

本村氏は、一人親方が厚生年金などの社会保険に加入義務がないにもかかわらず、未加入を理由に元請けから「4月から現場に入れない」と言われたなどの事例を紹介。国や自治体に相談窓口を設置



建交労群馬県本部が第18回委員会を行う  
要求闘争・組織拡大の方針を確認

3月26日、前橋市内の県勤労福祉センターにおいて第18回県本部委員会を行いました。

委員会議長に学童保育支部の対馬委員を選出し議事を進行。藤嶋県本部委員長は「アベノミクスで景気回復したように見えるが、大企業の内部留保を増やしただけ。労働者・国民の生活は向上していない」と安倍政権を批判しました。

することなどを提案し、「現場から排除されれば、倒産や廃業の危機にひんする。そんなことは絶対にあってはならない」と指摘しました。

石井啓一国交相は、「一人親方が厚生年金に未加入であることを理由に現場に入れないことは、ガイドラインの趣旨に反する」「正しい理解の徹底に努める」と答弁しました。本村氏はまた、元請けから下請けに法定福利費と工事費が適切に支払われるよう指導を求めました。石井国交相は「元請けが法定福利費をまかなうことができない金額で契約を締結することとは、建設業法19条の3に違反する恐れがある」と答弁しました。

社会保険未加入問題が大変な状況に。

加入義務のない一人親方に厚生年金等の加入強制と伝える  
4月3日付のしんぶん赤旗

質問する本村伸子議員  
3月31日、衆院国交委



### 労災保険とは…?

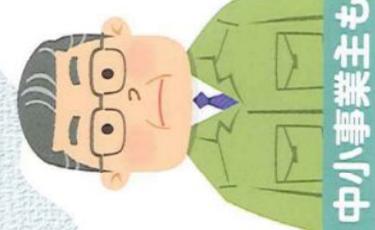
労災保険（労働者災害補償保険）とは、業務上・通勤途中によるケガ、アスベスト疾病などの職業病で療養、休養が必要なとき、あるいは死亡した場合などに対して全額、国（政府）が保険給付を行う補償制度です。

### 労災保険特別加入とは…?

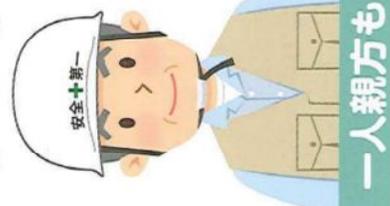
業務実態や災害の発生状況からみて、労働者以外の方で、労働基準法で定める「労働者」に準じて保護する必要が認められる中小企業主・一人親方の方を対象に、任意加入への道を開いています。これを、「労災保険特別加入制度」といいます。なお、労災保険特別加入手続きについては、所属組合で随時受け付けています。

### 家族従事者も入れる？

同居している家族従事者は、就労状況などにより中小企業主・一人親方の方と同じく、労災保険特別加入が必要になります。



中小事業主も



一人親方も



家族従事者も

労災保険特別加入制度に加入できます。

### どんなケガに使えるのか…?

建設労働者に多い職業病も労災の対象となります

#### 熱中症

高温や多湿の現場作業で起こる意識障害、発熱、ケイレン、脱水等

#### 腰痛

現場で重いものを持ちたり、無理な姿勢をとったりして発症する痛み等

#### 振動病

電気工具等を長期間使用したために起こる、手のしびれや肘の痛み等

#### 上肢障害

力仕事による手のしびれや肘の痛み等



#### アスベスト(石綿)による疾病

長い潜伏期間を経て症状が進行する性質をもっており、中皮腫・肺がん等の非常に重い疾病を発症することがあります。

### 仕事中のケガに

### 保険証を使って治療したときには？

仕事中・通勤途中にケガをし、誤って国保組合の保険証を提示して保険診療を受けた場合、医療費は後日、国保組合へ返還していただき、改めてご自身で労災保険に請求手続きを行なわなければなりません。

「とりあえず保険証で治療」と考えず、最初から労災保険で治療を受けてください。



国保組合より仕事中のケガの医療費の返還依頼がきます。

国保組合へ医療費の返還をします。

労災保険に返還金額の請求手続きを行ないます。

労災保険から仕事中のケガの医療費が支給されます。(医療費他、休業補償給付など)